

# 天栄中学校いじめ防止基本方針

平成26年11月策定  
平成27年 7月一部改正  
平成28年 4月一部改正  
平成29年 7月一部改正  
平成30年 7月一部改正  
令和 4年 1月一部改正  
令和 5年 4月一部改正

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではないことを深く認識する必要がある。

そのため、本校教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要である。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められている

そこで、本校では、いじめの問題に対して、学校・家庭・地域が一体となって生徒を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての生徒が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要と考え、本基本方針に基づいたいじめ防止対策を推進する。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめとは

「いじめ」とは「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## (2) いじめに対する基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる問題であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ④ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ⑤ いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」からなる集団の課題である。
- ⑥ いじめは、大人には見えにくい（気づきにくい）ところで行われることが多く、発見しにくい特徴がある。
- ⑦ いじめはいじめられる側にも問題がある、という見方は間違っている。
- ⑧ いじめは、その態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為である。
- ⑨ いじめは、教職員自身の児童生徒観や指導観、人権感覚のあり方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりを持っていると言われている。
- ⑪ いじめは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき社会問題である。

## 3 未然防止の取組

### (1) 一人ひとりの学力保障（授業改善の取組）

- ① 一人ひとりの課題に対応した、きめ細かい指導を行い、わかる・できる授業づくりを実践する。
- ② 基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成を図る。に努める。
- ③ 確かな学力と、心身の健康、豊かな心の「生きる力」の育成を図る。

### (2) 居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取組）

- ① 日々の学校生活を充実したものにするために、さまざまな課題を学級及び学校全体で解決していく活動を充実する。
- ② 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。
- ③ 「協働課題」を取り入れた授業を通して、生徒同士、生徒と教師の、信頼のあるつながりを築く。

### (3) 人権教育の充実

- ① 校区の幼・小との連携を図り、つながりのある人権教育カリキュラムの策定及び実践を推進する。

- ② いじめや差別を許さない人権学習を実践する。
- ③ 生徒が主体となる人権活動を推進する。

#### (4) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ① 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育成するためのソーシャルトレーニングの充実を図る。
- ② 将来への夢と希望を持たせ、汎用的能力の育成をめざしてキャリア教育の充実を図る。

#### (5) 生徒会による主体的な活動

- ① 生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ② いじめ撲滅運動など、生徒が主体となった活動を推進する。

#### (6) 保護者や関係機関との連携

- ① いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに、家庭教育の場でいじめ防止に取り組むよう連携を図る。
- ② 市教育委員会教委、警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

### 4 早期発見の取組

#### (1) 教職員のいじめを見抜く目

- ① 日々の生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感受性を磨くとともに、気づいた教職員から学年への報告・連絡・相談・確認に努める。
- ② 生徒の心や背景等に寄り添い、できる限り生徒とともに活動する場を設定し、対話することに努める。
- ③ 教職員自身の言動が、いじめを助長することにつながっていないか自己点検に努め、つねにいじめ防止を毅然とした姿勢で対応する。
- ④ ささいな兆候であっても軽視せず、いじめでないかとの疑いを持って、早い段階からの的確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知することに努める。

#### (2) いじめの態様

- ① 悪口やからかい、ちょっとかい、命令や無視など初期的ないじめの芽を見逃さず、初期段階で対処できるよう指導を先延ばしにしない。
- ② いじめの行為や程度によっては、暴行・恐喝・強要等の犯罪行為として認められることから、教育委員会、子ども家庭支援課、警察、北勢児童相談所等の関係機関との密接な連携に努める。

	いじめの分類	抵触する刑罰法規
ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずし、集団による無視	侮辱
ウ	軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行
エ	ひどくぶつかられる、強く叩かれる、蹴られる	傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠される、盗まれる 壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいことをさせられる 危険なことをさせられる	強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や書き込みをされる	名誉毀損、侮辱

### (3) 早期発見のため

#### ① 日々の観察－校内巡視と対話活動

- ・ 楽間や昼休み、放課後など、できる限り教室や廊下に待機し、いじめにつながる行為がないか、悲しい表情をしている生徒はいないか等対話や生徒の観察等を通していじめの早期発見に努める。

#### ② 連絡ノートの活用

- ・毎日の連絡ノートの提出と点検を確實に行い、個別の生徒との対話の充実に努める。
- ・連絡ノートの記載内容に応じては、適宜個人相談やスクールカウンセラーによる面談などの措置を講ずる。
- ・連絡ノートを活用して、保護者との連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める。

#### ③ 教育相談の充実－相談窓口の開設

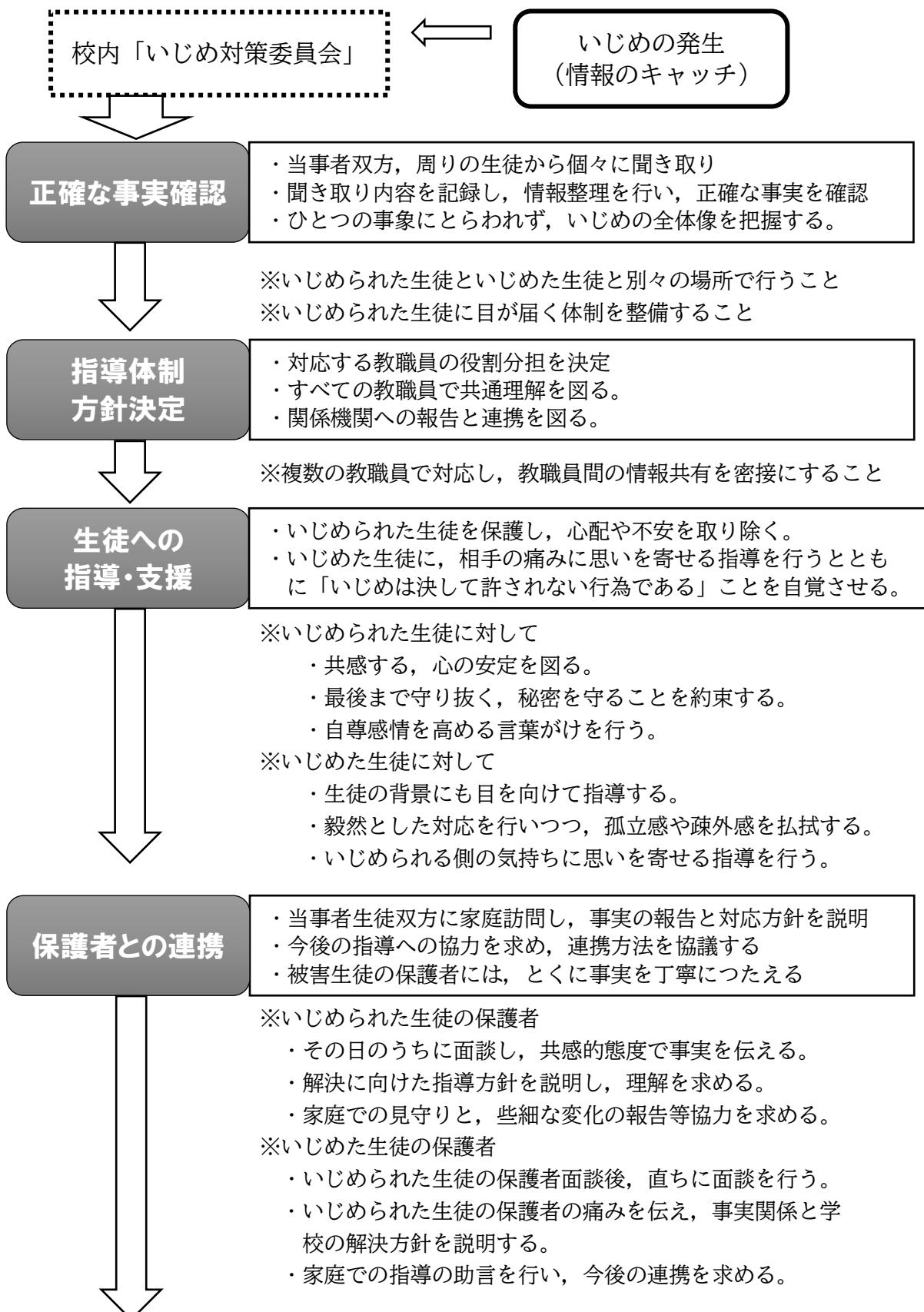
- ・各学期の教育相談期間には必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える。
- ・生徒や保護者に、いじめに関する相談窓口を定期的に周知するとともに校内では、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が相談窓口となっていることを周知する。
- ・相談内容によっては、学年間で共有したり、スクールカウンセラーの協力を得たりして、担任が一人で抱え込むことのないよう組織的な対応を行う。

#### ④いじめについてのアンケートの活用

- ・毎学期1回、全校生徒へのいじめについてのアンケートを実施し、いじめの実態把握を行う。
- ・自分にかかわりのないいじめでも、先生や保護者、相談機関等に相談することの大切さを常に指導し、みんなでいじめをなくしていこうとする環境や風土づくりに努める。

## 5 適切な対応

### (1) いじめ発生時の対応マニュアル





## 今後の対応

- ・継続的な指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用して、心のケアに努める。
- ・誰もが大切にされる仲間づくりの実践を行う。

・いじめを告発することは、大切な防止策であることを理解させる。

## (2) 学校いじめ防止対策連絡会議

いじめ撲滅をめざして、学校全体で組織的な取組を行うために、校内に「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置し、機動的かつ適切な対応を行うこととする。

「学校いじめ防止対策連絡会議」は、できる限り幅広い視点でいじめの問題について認識し、対応を行なうことができるようとする。

### 《学校いじめ防止対策連絡会議》

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、当該学年職員、養護教諭  
人権教育主担当、特別支援教育コーディネーター、  
スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

- ※ 市教育委員会、市子ども家庭支援課、警察等と連携する
- ※ 学校いじめ防止対策連絡会議の事案は職員会議で報告し、周知徹底を図る。

### <学校いじめ防止対策連絡会議の役割>

- ① いじめの問題への取組についての協議
- ② いじめの問題の現状等についての共通認識
- ③ いじめ防止の学校行事や研修会の企画立案
- ④ いじめ発1生時の情報収集・関係者からの聞き取り・対応方針の決定
- ⑤ いじめについてのアンケートの実施及び教育相談等の現状把握
- ⑥ いじめの問題について学校長が必要と認める事項の検討等

## (3) 関係機関との連携・報告

- ① 市教育委員会・・・いじめ事案の報告及び必要な支援の要請
- ② 市子ども家庭支援課  
・・・該当生徒及び保護者、その他生徒のケアの要請
- ③ 警察・・・刑法法規に抵触する場合には、直ちに通報する。

## 6 教職員研修等の実施

- ① いじめの問題に関する研修
- ② カウンセリングマインドの向上を目的とした研修
- ③ 仲間づくりの実践研究
- ④ 人権感覚を磨く研修の実施
- ⑤ 道徳教育の実践に関する研修

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するものとします。また、市教育委員会が生徒や保護者及び地域住民等から、直接、重大事態の発生に関する情報を得た場合や、学校から報告されたいじめが、重大事態と認められる場合には、市教育委員会からの指示にもとづき、遅滞なく事実の確認等を行い、市教育委員会に報告します。重大事態の報告を受けた市教育委員会は、当該事案を直ちに市長及び県教育委員会に報告するものとします。

### (3) 重大事態の調査

学校又は市教育委員会は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加します。学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議を、調査を行うための組織の母体とします。なお、その際には、市教育委員会より必要な指導・助言を受けつつ調査を行います。